

# ～富谷市から転出されるお客様へ～

令和6年4月1日改定

転入した日から14日以内に転入地の市区町村に必ず届けてください。  
届出をしない場合は、過料を取られる場合がございますのでご注意ください。

## 【転入届時の必要書類】

- 1  転出証明書  
又は  
 マイナンバーカード（特例転出を行った方）
- 2 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）
- 3 マイナンバーカード（お持ちの方）
- 4 印鑑（必要な場合があります）

## 【ご注意】

- 転出届のみでは住所異動しません。忘れずに転入届をしてください。
- 転出証明書内の異動日（予定日）や新しい住所が変更になった場合は、転入先に申出ください。
- 転出が取りやめになった場合は、富谷市にて転出取消の手続きが必要です。転出証明書（返却）、本人確認書類等持参してください。
- 住所異動のみでは、本籍は変更されません。
- 転出届から転入届を済ませるまでの間、マイナンバーカードを使用したコンビニ交付は利用できません。
- 本人または転入先の同一世帯員以外の方が転入手続きを行う場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

## 【関連して必要な手続き】

	項目	富谷市での手続き	新住所地での手続き
児童・乳幼児関係	母子健康手帳別冊・予防接種券をお持ちの方	富谷市発行の母子健康手帳別冊・予防接種券は使用できなくなります。	新住所地におたずねください。
	児童手当・特例給付を受給している方	児童手当・特例給付受給事由消滅届を提出してください。	転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に認定請求の手続きをしてください。詳しくは窓口でおたずねください。
	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届の提出が必要となる場合がございますので、子育て支援課へおたずねください。	住所変更の手続きが必要です。詳しくは窓口でおたずねください。
	保育施設または幼稚園（幼児教育・保育の無償化）に在園しているお子さんがいる方	転出日から認定取消しとなるため、退園届または住所変更届の提出が必要です。利用先の施設で手続きをしてください。	新住所地で新たに申請が必要となります。利用先の施設へおたずねください。
	市立の小・中学校に在学しているお子さんがいる方	通学している学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。	新住所地の教育委員会で転校の手続きが必要です。その際に富谷市の学校で交付された「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちください。
	富谷市の奨学金貸付または償還している方	資格喪失または住所変更届が必要です。富谷市教育委員会で手続きをしてください。	新住所地で貸付を希望する場合は、窓口でおたずねください。
	小・中学校就学援助の認定を受けている方（要保護・準要保護対象者）	転出（予定）日から対象外となるため、辞退届の提出が必要です。富谷市教育委員会で手続きをしてください。	富谷市で認定を受けていた方でも、新住所地の教育委員会で新たに申請が必要となります。新住所地の教育委員会へおたずねください。
	医療費助成受給者証をお持ちの方（子ども医療、心身、母子父子）	医療費助成受給者証をお返しく下さい。【注】転出日をもって使用できなくなります。転出日以降に使用した場合は、医療費助成した分全額返還対象になりますのでご注意ください。	受給資格の登録手続きをしてください。市区町村によって必要書類が異なります。所得証明書などの提出が必要になる場合がありますので、詳しくは新住所地におたずねください。
	富谷市乳児見守りおむつ等お届け便を申請し決定通知を受けている方 ※対象は乳児（満1歳まで）がいる方	転出（予定）日から対象外となるため、利用変更届を提出してください。	

裏面に続きます。

	項目	富谷市での手続き		新住所地での手続き
保険・年金関係	国民健康保険に加入している方	被保険者証等をお返してください。国民健康保険税については、加入月数に応じて後日精算されます。		新たに加入の手続きをしてください。
	国民年金に加入している方	国内での異動の場合は、特に必要ございませんが、海外に転出の方は、おたずねください。		特にありませんが、確認が必要になる場合がありますので、「年金手帳」と「印鑑」をお持ちください。
	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	被保険者証等をお返してください。県外へ転出する方へ「負担区分証明書」を交付します。		新たに被保険者証が交付されます。県外へ異動の方は、「負担区分証明書」を添えて申請の手続きをしてください。その際に「印鑑」を持参願います。
	介護保険について	被保険者証をお返してください。		要介護認定者は、認定を受けていたことを、転入届時にお伝えください。
	身体障害者・療育手帳精神保健福祉手帳をお持ちの方	療育手帳をお持ちの方で、仙台市または他県へ転出される方は、返還手続きが必要です。		住所変更の手続きが必要です。
その他	水道について	閉栓届の提出と精算の手続きが必要です。東向陽台地区の方は、仙台市水道局コールセンター（022-748-1111）におたずねください。		必要に応じて「開栓」の手続きをしてください。
	印鑑を登録している方	転出（予定）日以降は印鑑登録証明書の発行ができなくなります。印鑑登録証（カード）はお返しいただくか、ハサミを入れて処分してください。		必要に応じて再度登録してください。
	マイナンバーカードを申請中の方	転出（予定）日までに受け取りできない場合は、廃止（申請取消）となります。		必要に応じて、転入先市町村で再度マイナンバーカードの申請をしてください。
	住基カード・マイナンバーカードをお持ちの方	特に必要はありません。		カード継続利用更新が必要です（転入から90日以内）。転入手続きの際にお持ちください。
	125cc以下の原付及び小型特殊自動車をお持ちの方	「ナンバープレート」・「標識交付証明書」・「印鑑」を持参のうえ廃車届が必要です。「廃車証明書」を交付いたします。		必要に応じて手続きをしてください。その際に「廃車証明書」・「印鑑」をお持ちください。
	犬を飼っている方	特に必要はありません。		犬の住所変更をしてください。その際に「犬の鑑札」をお持ちください。
	市営墓地の使用者の方	引続き使用する場合	登録内容変更届	改葬先の寺院等での手続きを行ってください。
	【生活環境課 TEL：358-0515】	他の墓地に改葬する場合	焼骨改葬・分骨届	
使用をやめる時		使用廃止届		
「とみばす」をお持ちの方 【長寿福祉課 TEL：358-0513】	残金の有無に関わらず、本庁に「とみばす」を返還してください。残金のある方は、「払戻依頼書」を交付しますので、「とみばす」を添えて泉中央駅構内乗車券販売所で払戻し手続きを行ってください。※ご本人以外の方が手続きにお越しになる場合は、事前にご相談ください。			

【お問い合わせ先】

富谷市役所（代表） 022（358）3111  
 市民課 住基担当 022（358）0511  
 〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地

